

市内事業者の新製品・新技術を認定し、販路開拓を支援します！

金沢かがやきブランド認定製品 開発奨励事業

令和6年度の

申請受付は **7月31日（水）まで**

概要	市内の中小企業者等が開発、製品化した新製品・新技術のうち、優秀と認めるものを「金沢かがやきブランド」として認定し、優れた新製品・新技術を広く国内外にアピールするとともに、奨励金の交付や認定製品の見本市出展経費の一部助成等により販路開拓を支援します。
対象者	引き続き1年以上、本市内に主たる事業所等を有し、市税の滞納がない者で、次のいずれかに該当する者 (1) 製造業 ^{※1} 又は情報サービス業を営む、市内に主たる事業所若しくは認定を受けようとする製品・技術の生産施設がある中小企業者 (2) 本市内に主たる事務所を有する中小企業団体 ^{※2} 又は異業種交流団体（ただし、構成員のうち、本市内で事業を営む者の数が2分の1以上の団体）
認定区分	① 機械部門 機械関連の技術・機器類、部品、工具、原材料等 ② 情報部門 ソフトウェアやソフトウェア主体の機器類 ③ 食品部門 加工食品 ※飲食店で提供するメニューは除きます。 ④ 生活関連部門 工芸品、生活雑貨等
選考方法	書類審査後、審査会（申請者によるプレゼンテーション）を行います。 選考は、①製品コンセプト、②技術力やデザイン、③市場性、④発信性などを総合的に考慮します。 認定は認定区分ごとに1製品程度、また認定された製品のうち、特に優れた製品を『大賞』とします。
認定のメリット	① 認定証と奨励金（認定10万円、大賞50万円）の交付 ② 金沢かがやきブランド認定製品ロゴマーク（左下）の使用 ③ 「金沢かがやきブランド情報発信チーム」活動を通じてのPR展開 ④ 認定製品の販路開拓（見本市出展等）に必要な経費の一部を支援 ⑤ 市や金沢かがやきブランドのホームページに認定製品を掲載 ⑥ 専門家によるフォローアップを実施（希望者） ※認定に至らなかった申請製品に対しても、審査会の推薦があった場合にはフォローアップを実施します。 ⑦ 見本市やイベントでのPR用グッズの貸出
募集期間	令和6年6月3日（月）から令和6年7月31日（水）まで



金沢駅での認定製品展示

※1 自ら製造した製品を店舗によりその場で販売する製造小売は小売業に該当するため、製造小売のみの場合は対象となりません。

※2 「中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）」第3条第1項に規定する中小企業団体をいいます。



【お問い合わせ】

金沢市 経済局 商工労働課

〒920-8577 金沢市広坂1丁目1番1号

TEL 076-220-2205 FAX 076-260-7191

MAIL syoukou@city.kanazawa.lg.jp

提出書類等の詳細は
ホームページで
ご確認ください。

